

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け 雇用調整助成金 個別相談会

雇用調整助成金の特例が拡大され、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」が対象となりました。休業の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用となります。下記日程にて雇用調整助成金の概要をお伝えする個別相談会を実施いたしますので、お気軽にご相談ください。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在）	1 / 2	2 / 3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

※雇用保険適用事業所の事業主であること。その他支給条件については厚生労働省ホームページにてご確認ください。

※助成金の具体的な内容の相談窓口は最寄りのハローワークまたは長野労働局職業対策課になります。

日 時 令和2年 3月18日（水）、25日（水）

4月1日（水）、8日（水）、15日（水）、22日（水）

①10時～12時 ②13時～15時 ③15時～17時 ※各コマ1事業所

会 場 茅野商工会議所（TEL. 72-2800）

参加費 無料

定 員 1コマ（2時間）につき1事業所 ※先着順・予約制

対 応 社会保険労務士（諏訪支部所属会員）

主 催 茅野商工会議所

-----（切り取らずにそのままお送りください）-----

茅野商工会議所 宛

FAX. 72-9030

## 「雇用調整助成金 個別相談会」参加申込書

事業所名		TEL	
参加者名	フリガナ		
希望日時	希望の日にちを上記日程の中からお選びください 月 日（水）	希望の時間帯に○をお付けください ①10時～12時 ②13時～15時 ③15時～17時	

本申込書に記入されました個人情報について、セミナー以外での使用は一切致しません。